

許可番号 第02750000320号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏 名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年4月30日

許可の有効年月日 令和9年4月29日

NO COPY
再複写無効

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
 - 2 汚泥
 - 3 廃油
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 鉱さい
 - 7 ばいじん
 - 8 廃石綿等
 - 9 廃水銀等
- 以上9種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年4月30日 当初許可
令和2年3月9日 更新許可
令和2年3月9日 優良認定

令和5年1月19日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

以下余白



許可番号 第 02853000320 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

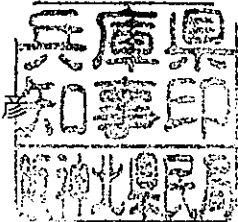
優良

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏 名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 平成30年7月1日

許可の有効年月日 令和7年6月30日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻
- 2.汚泥
- 3.廃油
- 4.廃酸
- 5.廃アルカリ
- 6.銹さい
- 7.ばいじん
- 8.廃石綿等
- 9.廃水銀等

以上9種類

NO COPY
再複写無効

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月1日 新規許可
平成10年7月1日 更新許可
平成15年7月1日 更新許可
平成20年7月1日 更新許可
平成24年1月4日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成25年7月1日 更新許可
平成28年5月20日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成30年7月1日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有

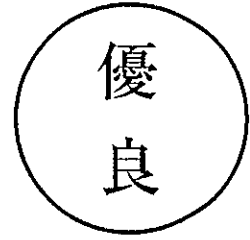
尼崎市 第7160-000320号

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

令和5年1月5日 変更届により書換え

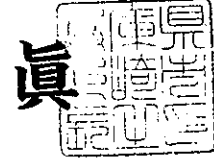
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府豊中市庄内宝
名 称 株式会社 利昌
代 表 者 代表取締役 森田



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松本



許可の年月日 平成 30 年 6 月 5 日
許可の有効期限 令和 7 年 6 月 4 日

NO COPY

再複写無効

1 事業の範囲

(1) 収集運搬業 (積替え・保管を含まない。)

取扱特別管理産業廃棄物の種類
①汚泥
②廃油
③廃酸
④廃アルカリ
以上 4 種類

(2) 収集運搬業 (積替え・保管を含む。)

取扱特別管理産業廃棄物の種類
①廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
②廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
③廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
以上 3 種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	兵庫県尼崎市南初島町4-1	
面積	35m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃油	7m ³	容器保管
廃酸	9m ³	容器保管
廃アルカリ	9m ³	容器保管

3 許可の条件

- 当該特別管理産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- 保管施設の維持管理を適切に行い、当該特別管理産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

(裏面に続く。)

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 6 月 7 日	新規許可
平成 16 年 9 月 10 日	変更許可 (積替え保管の追加)
平成 20 年 6 月 5 日	更新許可
平成 25 年 6 月 5 日	更新許可
平成 30 年 6 月 5 日	更新許可

5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無

以上



様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 02651000320

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 平成28年10月4日

許可の有効年月日 令和5年10月3日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。)
- ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン若しくは1,3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。)
- ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑤廃水銀等
以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年7月1日：当初許可
- 平成7年9月25日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更：②の限定の変更)
- 平成10年7月1日：更新許可
- 平成15年7月1日：更新許可
- 平成16年4月26日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更：①の追加、②③④の限定の変更)
- 平成20年7月16日：更新許可
- 平成25年7月1日：更新許可
- 平成28年6月29日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑤)
- 平成28年10月4日：更新許可 (優良基準適合)
- 令和5年1月13日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏 名 株式会社利昌
代表取締役 森田秀人

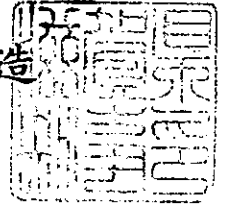


廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 4 年 7 月 30 日

許可の有効年月日 令和 11 年 7 月 29 日



NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／銻さい（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／塵石綿等

(以上 8項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 7 月 30 日	新規許可
平成 24 年 1 月 27 日	優良確認
平成 27 年 7 月 30 日	更新許可 (優良認定)
令和 2 年 8 月 18 日	氏名の変更
令和 4 年 7 月 30 日	更新許可 (優良認定)
令和 4 年 12 月 28 日	氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏 名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 令和 4年 7月 7日

許可の有効年月日 令和 11年 7月 6日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃石綿等 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成 5年 7月 7日	新規許可、
平成 10年 7月 7日	更新許可、
平成 15年 7月 7日	更新許可、
平成 20年 7月 7日	更新許可、
平成 24年 3月 8日	変更許可(5品目の追加)・優良基準適合、
平成 27年 7月 7日	更新許可、
令和 2年 8月 18日	変更届(代表者)、
令和 4年 7月 7日	更新許可、
令和 4年 12月 28日	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有



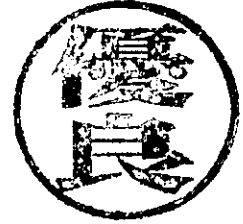
許可番号 第03050000320号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

名 称 株式会社利昌

代表取締役 森田 秀人

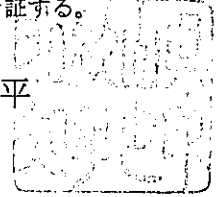


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸 本 周 平

許 可 の 年 月 日 令和 3年12月11日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年12月10日



NO COPY
再複写無効

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油
- 2) 廃酸
- 3) 廃アルカリ
- 4) 鉱さい
- 5) 廃石綿等
- 6) ばいじん
- 7) 燃え殻
- 8) 汚泥

積替え又は保管を含む

2. 積替え又は保管を行う施設

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年12月11日	新規許可	平成24年 2月 2日	変更許可
平成26年12月11日	更新許可・優良認定	令和 3年12月11日	更新許可

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域)

無

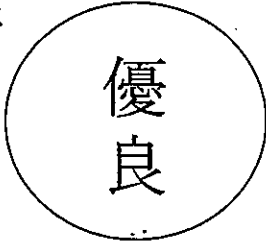
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有



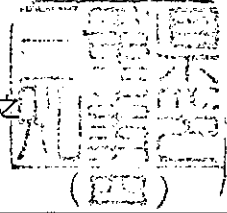
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号
氏名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和4年7月1日
許可の有効年月日 令和11年6月30日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上3種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、

特定有害汚泥(水銀又はその化合物、かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、

特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。)、

特定有害廃酸(水銀又はその化合物、かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、

特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、

特定有害鉱さい(水銀又はその化合物、かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、

特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、かドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、

廃水銀等、特定有害廃石棉等 以上106種類

NO COPY
再複写無効

(以下裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地及び面積 三重県津市安濃町妙法寺518番地 20.40㎡
廃棄物の種類 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上3種類
積替えのための保管上限 引火性廃油 4.0㎡（10.0㎡）
腐食性廃酸 2.0㎡（5.2㎡）
腐食性廃アルカリ 2.0㎡（5.2㎡）

積み上げることができる高さ —

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月1日 新規許可
平成10年7月1日 更新許可
平成10年9月22日 変更許可
平成15年7月1日 更新許可
平成16年8月5日 変更許可
平成20年7月1日 更新許可
平成23年12月6日 変更許可
平成24年3月6日 優良確認
平成27年7月1日 更新許可
平成27年8月31日 変更許可
平成28年10月31日 変更許可
令和4年12月26日 代表者の変更届による書換

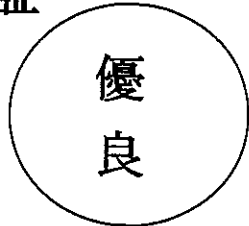
5. 積替え許可の有無 無
市名 — 許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏名 株式会社利昌 代表取締役 森田 秀人
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 3年9月 1日
令和10年8月31日



1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンもしくは1,3-ジクロロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンもしくは1,3-ジクロロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、もしくは1,3-ジクロロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンまたは1,3-ジクロロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上4種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成 9年 9月 1日 新規許可
- (2) 平成14年 9月 1日 更新許可

(3) 平成16年 3月10日 変更許可

- ・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロイレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロイタン、1,1-ジクロイレン、シス-1,2-ジクロイレン、1,1,1-トリクロイタン、1,1,2-トリクロイタンまたは1,3-ジクロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（水銀、カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロイレン、テトラクロイレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロイタン、1,1-ジクロイレン、シス-1,2-ジクロイレン、1,1,1-トリクロイタン、1,1,2-トリクロイタン、1,3-ジクロプロパンまたはそれもしくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロイレン、テトラクロイレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロイタン、1,1-ジクロイレン、シス-1,2-ジクロイレン、1,1,1-トリクロイタン、1,1,2-トリクロイタン、1,3-ジクロプロパンまたはそれもしくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）および汚泥（カドミウム、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロイレン、テトラクロイレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロイタン、1,1-ジクロイレン、シス-1,2-ジクロイレン、1,1,1-トリクロイタン、1,1,2-トリクロイタンまたは1,3-ジクロプロパンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加

(4) 平成19年 9月 1日 更新許可

(5) 平成24年 1月24日 優良確認

(6) 平成26年 9月 3日 更新許可（優良認定）

(7) 令和 2年 8月21日 再交付

- ・代表者の氏名の変更

(8) 令和 3年 9月 1日 更新許可（優良認定）

(9) 令和 5年 1月27日 再交付

- ・代表者の氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号
氏名 株式会社 利昌
代表取締役 森田 秀人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平木



許可の年月日 令和4年7月15日

許可の有効年月日 令和11年7月14日



1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油

以上 1品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月15日 新規許可
平成10年 7月15日 更新許可
平成15年 7月15日 更新許可
平成20年 7月15日 更新許可
平成27年 7月28日 更新許可
令和 4年 7月14日 更新許可
令和 4年12月 6日 代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 02150000320

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

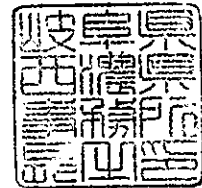
住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏 名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 山田 恭



許可の年月日 令和 4年 2月21日

許可の有効年月日 令和11年 2月20日

NO COPY

再複写無効

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）

以上 7種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年	2月21日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成20年	2月21日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成24年	2月9日	特別管理産業廃棄物収集運搬業優良確認
平成27年	2月21日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和2年	9月7日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和4年	2月21日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和5年	1月27日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

許可番号 02150000320

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

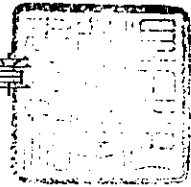
優良

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏 名 株式会社 利昌
代表取締役 森田 秀人 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 元 (2019) 年 7月26日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 7月25日

NO COPY
再複写無効

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-

許可番号第 02350000320 号

ージクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの)

以上 103 品目

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件

なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 7月26日 新規許可

平成19年 7月26日 更新許可

平成26年 7月26日 更新許可

令和 元年 7月26日 更新許可 (優良認定)

令和 5年 1月10日 書換

- 5 積替え許可の有無

有 ・ 無

- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

02350000320

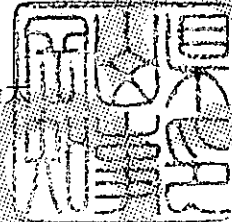
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号
名称 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成28年9月29日

許可の有効年月日 令和5年9月28日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成23年9月29日 新規許可
- 平成28年9月29日 更新許可
- 令和2年8月18日 変更届 (代表者の変更)
- 令和5年1月4日 変更届 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無

無

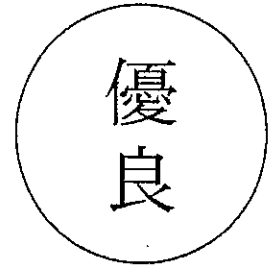
6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類																																																																																																																																																																																																																																																																			
	積替え・保管の有無		無																																																																																																																																																																																																																																																																	
	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																																																																																																																																																																																																																																																																			
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容	取り扱う品目	限定がある場合 その内容																																																																																																																																																																																																																																																																
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 感染性産業廃棄物	-																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 廃PCB等	-																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 PCB汚染物																																																																																																																																																																																																																																																																				
7 PCB処理物																																																																																																																																																																																																																																																																				
8 廃水銀等																																																																																																																																																																																																																																																																				
9 廃石綿等																																																																																																																																																																																																																																																																				
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等を含む特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>取り扱う品目</th> <th>積替え・保管を許可する品目</th> <th>限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限は右表による)</th> <th>水銀又はその化合物</th> <th>アルキル水銀化合物</th> <th>カドミウム又はその化合物</th> <th>鉛又はその化合物</th> <th>有機磷化合物</th> <th>六価クロム化合物</th> <th>砒素又はその化合物</th> <th>シアン化合物</th> <th>PCB</th> <th>トリクロロエチレン</th> <th>テトラクロロエチレン</th> <th>ジクロロメタン</th> <th>四塩化炭素</th> <th>1,2-ジクロロエタン</th> <th>1,1-ジクロロエタン</th> <th>シス-1,2-ジクロロエチレン</th> <th>トランス-1,2-ジクロロエチレン</th> <th>1,3-ジクロロプロパン</th> <th>1,1,1-トリクロロエタン</th> <th>1,1,2-トリクロロエタン</th> <th>シマジン</th> <th>チウラム</th> <th>ダイオキシシン類</th> <th>1,4-ジオキサシン</th> <th>セレン又はその化合物</th> <th>ベンゼン</th> <th>オキシカルブ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>廃酸</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃アルカリ</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉛さい</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限は右表による)	水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	シマジン	チウラム	ダイオキシシン類	1,4-ジオキサシン	セレン又はその化合物	ベンゼン	オキシカルブ	燃焼	○			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	汚泥	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃油	○	-		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	廃酸	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃アルカリ	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉛さい	○	-		○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	ばいじん	○	-		○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限は右表による)	水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	シマジン	チウラム	ダイオキシシン類	1,4-ジオキサシン	セレン又はその化合物	ベンゼン	オキシカルブ																																																																																																																																																																																																																																						
燃焼	○			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																																																				
汚泥	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																					
廃油	○	-		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																																																					
廃酸	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																					
廃アルカリ	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																					
鉛さい	○	-		○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																																																					
ばいじん	○	-		○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																																																					

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

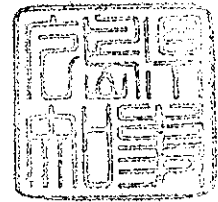
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号
氏名 株式会社 利昌
代表取締役 森田 秀人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成 29 年 1 月 25 日
許可の有効年月日 令和 6 年 1 月 24 日

NO COPY
再複写無効

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）-----
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）-----
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）-----
- ・ 廃石綿等-----
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）-----
- ・ 污泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）-----
- ・ 銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）-----
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年1月26日	更新許可（優良認定）
令和2年8月19日	氏名の変更
令和5年1月4日	氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名	—	許可番号	—
----	---	------	---

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第03550000320号

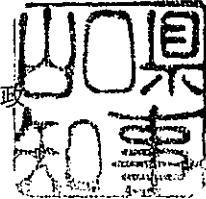
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号
氏名 株式会社利昌
代表取締役 森田 秀人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 3年 7月 12日

許可の有効年月日 令和 10年 7月 11日

NO COPY
再複写無効

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のおとり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 7月 12日 更新許可

令和 4年 12月 27日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 平良尚子))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特別管理産業廃棄物の種類

- 汚泥 (トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類